



制度改革 (ルールのイノベーション)

2024年7月25日
環境省



地域脱炭素ロードマップ等の記載

○地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議）

（地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨ひ益型再生可能エネルギー促進）

太陽光発電等の地域の未利用再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限いかす観点から、**再生可能エネルギー導入の数値目標とそれを踏まえた事業者の予見可能性向上にも資する具体的な促進区域の設定（ポジティブゾーニング）を行う**。その際には、適切な地域環境の保全や地域の経済・社会的課題の解決に資する取組と併せて検討することにより円滑な地域合意形成を図りつつ、国と地方公共団体が連携して積極的に進める。なお、**促進区域等の設定に当たり地方公共団体の参考となるよう、2021年度中に国が基本的な考え方を示す**。

促進区域では、営農型太陽光発電など一次産業との組合せ、遊休地や公有地内の低未利用地等の有効活用、地域企業による施工、地域金融機関の出資など再生可能エネルギー事業による収益の地域への還流、災害時の電力供給等により地域と共生し、地益に裨ひ益し、経済活性化や防災など地域の課題解決にも資する再生可能エネルギー事業を普及させる。その際、複数の適地をまとめた事業化、設備機器の共同購入、初期費用ゼロの屋根置きの自家消費型太陽光発電など、費用対効果が高く、効率の良い手法を活用する。**国は、再生可能エネルギーポテンシャル、事業の経済的効果、区域における二酸化炭素排出量等の把握に役立つツールの提供や、事業計画の策定や体制の整備、合意形成等に関する推進等を行う**。

○2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）（令和3年9月資源エネルギー庁）

【太陽光発電】導入見込み（政策対応強化ケース）

■ **改正温対法によるポジティブゾーニング（再エネ促進区域を指定して積極的な案件形成を行う取組）や自治体の計画策定に対する支援【環境省】4.1GW**

【陸上風力発電】導入見込み（政策対応ケース）

環境省が、改正温対法に基づき、環境情報調査や地域合意形成等の自治体支援を行い、0.6GW程度の追加導入が見込まれる。（政策対応強化ケース）

地域脱炭素ロードマップ等における記載

○地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議）

（風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進）

環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係省庁、地方公共団体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組む。また、洋上風力発電の導入促進のため、国等による海域における鳥類等の環境情報の充実及び海外事例も参考にした風力発電の特性に合った環境保全措置の手法を検討し、考え方を示す。

○地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議）

（地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化）

温泉事業者等の地域の不安を解消するための科学データの収集・調査を実施し、円滑な地域調整による案件開発を加速化する（データ収集・調査：熱源探査を含めた自然環境の詳細調査、地産地消型・地元裨ひ益型の地熱の在り方検討、温泉モニタリング）。なお、これらの取組を含む「**地熱開発加速化プラン**」（令和3年4月27日環境省発表）において、**10年以上の地熱開発までのリードタイムを2年短縮し、最短8年まで短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む。）を現在の約60施設から倍増させることを目指す。**

地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨益型再生可能エネルギー促進

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度 創設の背景

- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- あわせて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

地域共生型再エネ（例）

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- 地域における合意形成が不十分のまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入



傾斜地の崩壊が発生したため、
法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



市町村が、
住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- 再エネ事業に関する促進区域や、
- 再エネ事業に求める
 - ・地域の環境保全のための取組
 - ・地域の経済・社会の発展に資する取組

を自らの計画に位置づける。

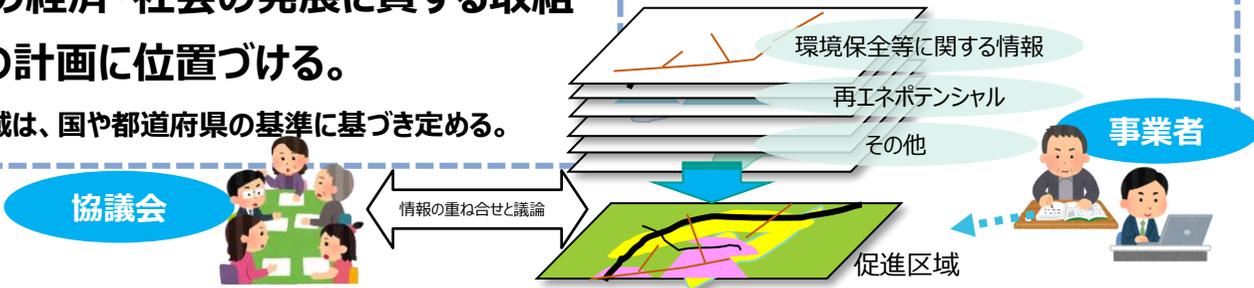
事業者は、

- 協議会における合意形成を図りつつ、
- 市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、**地域自らが議論**

事業の予見可能性が向上
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに



地域に役立つ再エネ事業を誘致

「促進区域」の設定

- 国・都道府県基準、市町村として環境保全・社会的配慮が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整の上、**促進区域を設定し、市町村の実行計画に位置づけ**。
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が**理想的な考え方**。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。

国の基準（全ての地域脱炭素化促進施設に共通）



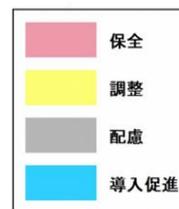
環境保全・社会的配慮に関する情報

再エネポテンシャル

その他

重ね合わせ

都道府県基準（地域脱炭素化促進施設の種類ごとに設定）



太陽光発電（パブコメ案）新潟市



関係者調整

- ・関係者・関係機関による協議会
- ・個別ヒアリング、パブコメ 等



社会的配慮等の観点より除外

環境保全の観点より除外

促進区域の候補となるエリア

促進区域の設定状況（令和6年5月末日時点）

■ 令和6年5月時点で、**36市町村が促進区域を設定**。設定済の市町村は以下のとおり。

北海道石狩市（太陽光）

北海道当別町（太陽光、中小水力、バイオマス、
地中熱、雪氷熱、下水熱、バイオマス熱利用）

北海道八雲町（太陽光）

北海道せたな町（太陽光、風力）

北海道釧路町（太陽光）

岩手県紫波町（太陽光）

福島県浪江町（太陽光、風力）

栃木県宇都宮市（太陽光）

埼玉県さいたま市（太陽光）

埼玉県所沢市（太陽光）

埼玉県入間市（太陽光）

神奈川県小田原市（太陽光）

神奈川県厚木市（太陽光）

新潟県長岡市（太陽光）

富山県富山市（太陽光）

富山県小矢部市（太陽光）

富山県氷見市（太陽光）

長野県箕輪町（太陽光）

長野県飯綱町（太陽光）

長野県宮田村（太陽光）

岐阜県恵那市（太陽光）

静岡県磐田市（太陽光）

愛知県岡崎市（太陽光）

愛知県稲沢市（太陽光）

滋賀県米原市（太陽光）

京都府綾部市（太陽光）

奈良県奈良市（太陽光）

奈良県田原本町（太陽光）

和歌山県日高川町（太陽光）

島根県美郷町（太陽光）

徳島県阿南市（太陽光）

愛媛県松山市（太陽光）

福岡県福岡市（太陽光）

福岡県うきは市（太陽光、バイオマス）

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、
バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

熊本県球磨村（風力）

地域脱炭素化促進事業制度の活用促進のための環境省の取組



○再エネ促進区域の設定等に向けたマニュアル整備及びゾーニング支援

再エネ促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定等の事務について、地方公共団体実行計画マニュアルに位置づけ。

また、円滑な再エネ導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の取組を行う事業に対して、財政支援を実施。（令和3年度～令和7年度で35団体を支援）

○再エネポテンシャル、地域経済効果、環境影響把握等のための情報整備

再エネポテンシャル推計結果概要やポテンシャルマップ等を掲載するREPOSの機能拡充。
自然環境や社会環境の情報を地図上で閲覧できる地理情報システム（GIS）の提供。

○認定地域脱炭素化促進事業計画に係る課税標準の特例（令和5年度税制から新たに措置）

認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から一定割合に軽減する。

○再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援（令和5年度予算で新たに措置）

再エネ促進区域又は促進区域の設定に向けた検討の用意がある市町村の区域において、事業者が地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援。

○地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充

温対法改正により都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することが可能とし、複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理する等の見直し。

現状・課題

各市町村が協議会を経て再エネ促進区域を設定

○促進区域の設定状況：令和4年4月の制度施行後36市町村

<課題 1>

- ・市町村における人材・専門的知見の不足
- ・促進区域設定時の市町村間の調整



事業者が促進区域内で再エネ等の施設整備を行う地域脱炭素促進「事業計画」を作成



各市町村が協議会を経て事業計画を認定

※認定に当たり許認可手続を一元化（ワンストップ化特例）

○事業計画の認定状況：1件

<課題 2>

- ・複数市町村にわたる事業計画の認定手続が煩雑
 - ◆事業者：各市町村に個別に事業計画認定を申請
 - ◆市町村：事業計画を各市町村が個別に認定

主な改正事項

①都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することが可能に

【参考】熊本県による促進区域設定に係る取組

熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が情報収集、ゾーニングマップ素案作成、協議会の開催等を主導。

②複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理

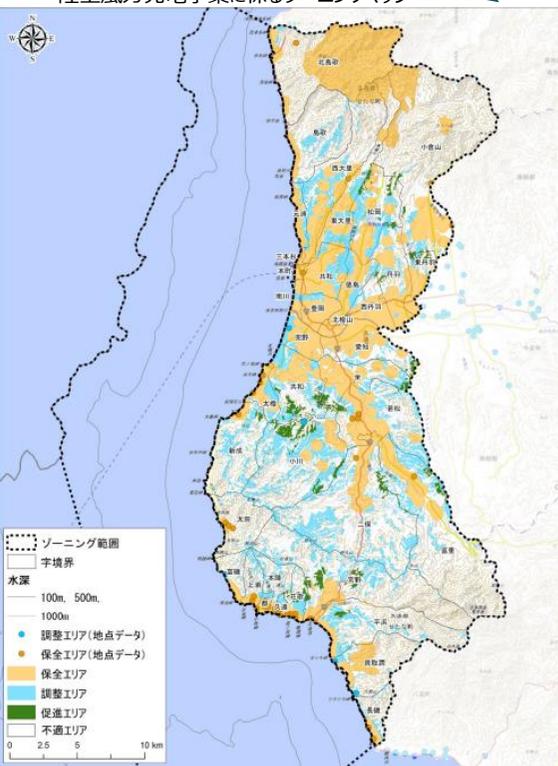
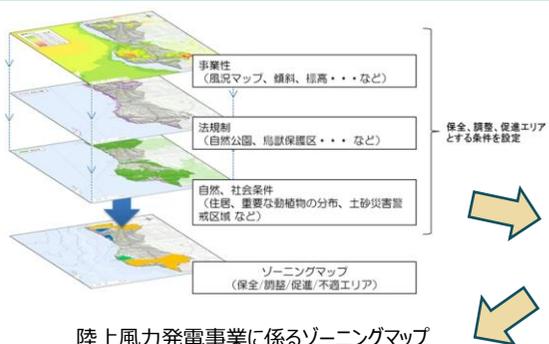


▲
二以上の市町村に
わたる事業例
(秋田県湯上市・
秋田市)

③許認可手続のワンストップ特例の対象に盛土規制法に係る許可手続を追加

風力発電設備に係る促進区域の設定事例：北海道せたな町

せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化。自然環境条件、社会条件、事業性等の調査を踏まえて総合的に評価するとともに、「せたな町地域エネルギービジョン」における導入目標を見据えながら、ゾーニングの結果を促進区域にも反映し、地域での円滑な再エネ事業の導入を図っている。



地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模

陸上風力発電事業 350MW程度

地域脱炭素化促進事業の目標

新規運開 5件 目安約350MW (70MW×5件)

促進区域

陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア

地域の環境の保全のための取組

騒音、動植物の重要種・注目すべき生息地、景観等の観点から、ゾーニングマップのみでは情報が不足することから、事業計画を具体化する段階で特に配慮が必要となる事項を設定

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- ① 「せたな町地域エネルギービジョン」(令和5年2月)に記載された「具体的な取組」の推進に協力すること。
- ② ①を通じて、特に、地域脱炭素化促進施設から得られた電気の地産・地消の取組や、再エネ基金への寄付による町内の再エネ活用促進の取組を進めること。

地域の環境の保全のための取組記載例～風車の影～

事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車(ローター)直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布(窓の有無等)を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度(風車の影がかかる可能性及びその時間等)に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。

地域脱炭素化促進事業計画の認定事例：富山県氷見市

- 富山県氷見市は、市内遊休地を促進区域として設定。
- 市内の地域エネルギー株式会社である氷見ふるさとエネルギー株式会社により、オフサイトPPA方式にて、北陸電力が市内の需要家に供給する地域脱炭素化促進事業計画を申請し、令和5年11月に市が認定。自然環境保全の調和や売電収入の一部を農業用施設の整備へ活用する等といった、地域共生型再エネの導入拡大を図っている。

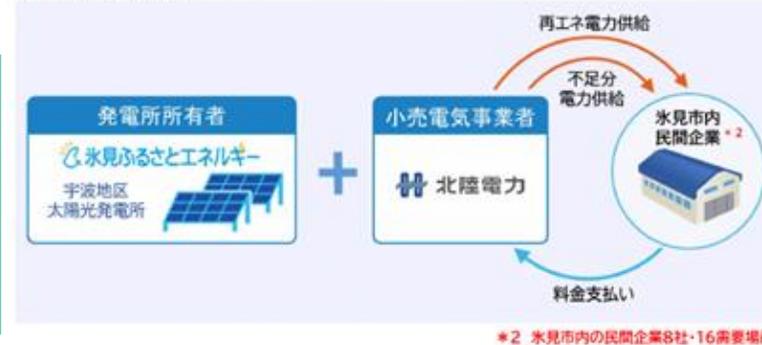
認定地域脱炭素化促進事業者

氷見ふるさとエネルギー株式会社

出資者

氷見市、北陸電力、氷見商工会議所、氷見市観光協会、富山県電気工事工業組合、金融機関（氷見市農業協同組合、北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、富山銀行、氷見伏木信用金庫）

<事業スキーム図>



認定地域脱炭素化促進事業計画の主な内容

- **地域脱炭素化促進事業の目標**
地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量：1,736t-CO₂/年
- **地域脱炭素化促進施設の整備の内容**
 - ・地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
太陽光発電設備 2,500kW
(想定年間発電量：3,478MWh/年)
 - ・運転開始時期：令和7年1月(予定)
- **地域の環境の保全のための取組**
 - (1) 自然環境保全との調和：地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼすことがないよう、必要に応じた影響の調査、検討等を行う。
 - (2) 景観の保全の維持及び向上：地域住民や有識者から必要に応じ意見を聴取し、景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。
 - (3) 安全対策：風雨や地震等による地域脱炭素化促進施設の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、責任を持って問題の解決を行う。
- **地域の脱炭素化のための取組**
オフサイトPPA方式にて、北陸電力が氷見市内の需要家（事業所）に供給
- **地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**
売電収入の一部を活用して、地元の農業用施設（用水路、法面等）の整備への活用を図る。

検討の経過

令和4年6月～ 令和5年1月	氷見市脱炭素化推進協議会にて促進区域の設定等に向けた協議
令和5年3月	氷見市が市内遊休地を促進区域とする地方公共団体実行計画（区域施策編）策定
令和5年8月	氷見ふるさとエネルギー（株）による地域脱炭素化促進事業計画の申請
令和5年11月	氷見市が地域脱炭素化促進事業計画を認定

地域脱炭素化促進事業制度に対する要望、意見



○令和6年度国の施策及び予算に関する提言（令和5年7月25日・26日全国知事会）

改正地球温暖化対策推進法により導入された「促進区域」制度を市町村が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る市町村への財政支援や、同事業の実施主体となる地元事業者への税制上の優遇措置を行う等により、実効性の高い制度を構築するとともに、促進区域に限らず事業者が地域住民に事前に事業内容を説明する仕組みを整備すること。また、発電事業終了後の設備の放置・不法投棄についても必要な対策を講じること。

○第94回全国市長会議決定 脱炭素社会の実現に関する重点提言（令和6年6月12日全国市長会）

（2）地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

○全国町村長大会要望（令和5年11月15日全国町村会）

（3）地域脱炭素化促進事業計画の認定制度については、町村の負担軽減のため、事務手続きの簡素化や人材支援を講じること。

○「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度に関する検討会」委員等意見抜粋（参考資料に主な意見概要を掲載）

- ・区域設定にかかる労力に対し、どのような効果があるか不明確。経済効果等、地方創生に資する効果が明示されるとよい。
- ・事業予見可能性が高まるゾーニングでないと事業者にとってメリットはなく、環境面、景観面に合わせて事業性を加味したゾーニングが必要。
- ・促進区域内の再エネ事業に対しては、ネガティブゾーニングの条例が一部緩和されると事業者のインセンティブ強化になる。

○ゾーニング支援自治体の意見

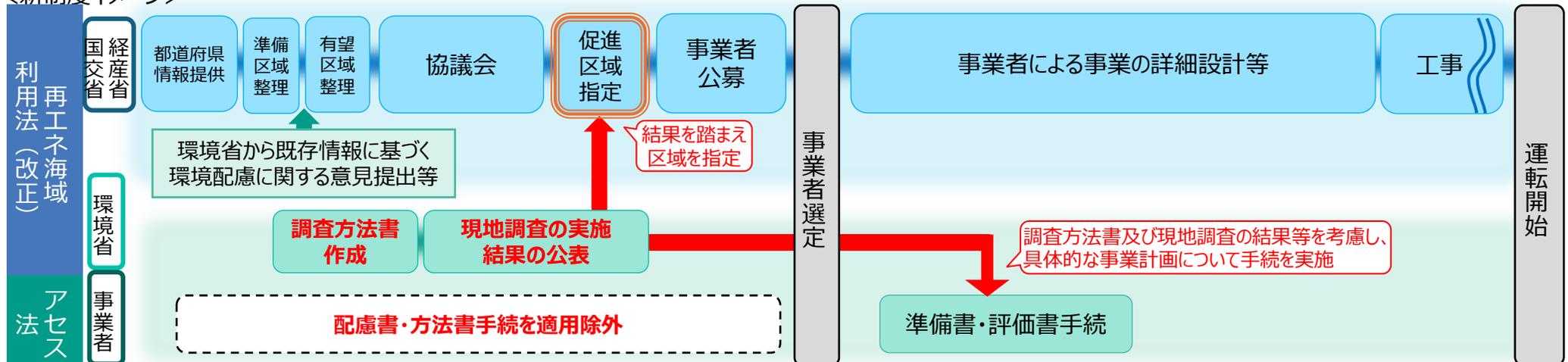
促進区域の設定のみをもって地域の合意形成を図ることが困難な場合が多い。具体的な再エネ事業が見えない中では地域の合意を得られず、促進区域設定プロセスが進まないケースが多い。

風力発電の特性に合った環境アセスメントの 最適化等による風力発電促進

領海における洋上風力発電事業の適正な環境配慮の確保の在り方

- 促進区域が指定される前の段階において、**環境省が詳細な環境情報を取得するための現地調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、風車の立地制約が必要となる範囲や発電事業の実施における留意点等が示された取りまとめ結果を公表。**
- 現地調査の実施に当たっては、透明性が確保された意見聴取等の手続を行った上で、**調査の項目や手法を記載した調査方法書を環境省が作成する。**
 - 環境省が示す現地調査の取りまとめ結果に基づき、経産省及び国交省において促進区域の指定がなされることで、より適正な環境配慮の確保が可能となる。
- 促進区域の指定の段階と一貫した環境配慮がなされるよう、**選定事業者は、環境省が実施した現地調査の取りまとめ結果等を考慮して、具体的な事業計画について準備書及び評価書手続を実施。**
 - 事業者が実施する配慮書及び方法書手続を適用除外にすることで、地域の混乱・行政コストの増大、再エネ海域利用法と環境影響評価法等の制度的重複に関する課題を解消。
- 上記制度を盛り込んだ再エネ海域利用法の改正法案について、2024年3月に閣議決定。第213国会に提出し、衆議院については全会一致で可決、参議院において継続審査とされている。

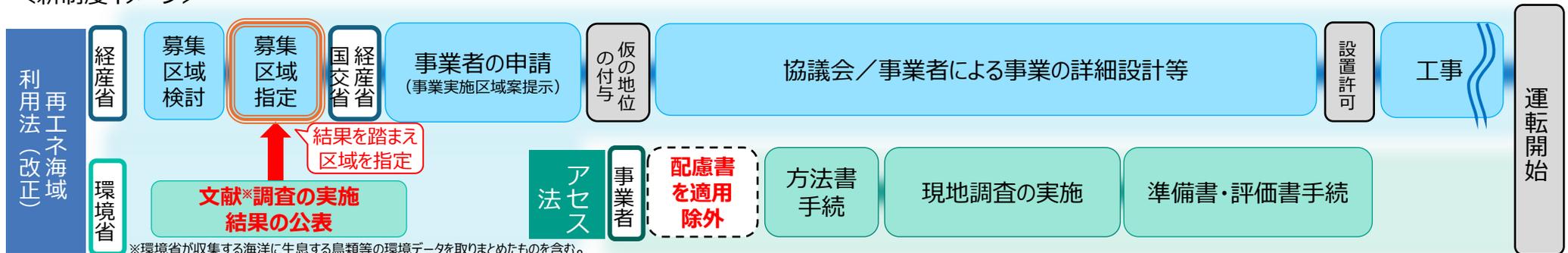
<新制度イメージ>



EEZにおける洋上風力発電事業の適正な環境配慮の確保の在り方

- EEZ における洋上風力発電事業の実施に当たっては、**経産省が広域の募集区域を指定した上で、同区域内で事業者から発電事業を実施する区域を自由に申請**させた上で、経産省及び国交省が審査・仮の許可を与え、一定の要件に合致する場合には、洋上風力発電設備の設置を許可することとなる。
- 適正な環境配慮を確保するため、募集区域を指定する前の**早期段階から、環境省がこれまでに収集された文献情報や環境データを中心に調査・分析・整理し、環境保全の観点から開発を避けるべき区域の有無について取りまとめ、これらに基づき経産省が区域を指定**。
 (※) 他方、沖合の環境に関する文献情報や環境データはそれ自体が限定的であることから、環境省は早急に当該データの拡充、とりわけ一般的な洋上風力発電事業の影響として指摘されている海洋に生息する鳥類等のデータの収集に取り組み、募集区域の指定の際に活かすことが重要。
- 募集区域のうち**事業者が設定した区域については、事業者による環境影響評価手続を通じて、適正な環境配慮を確保**。なお、環境省による調査等の結果に基づき募集区域の指定がされることを踏まえ、制度の合理性の観点から**事業者による配慮書手続を適用除外**。
- 上記制度を盛り込んだ再エネ海域利用法の改正法案について、2024年3月に閣議決定。第213国会に提出し、衆議院については全会一致で可決、参議院において継続審査とされている。

<新制度イメージ>



規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）

立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。

規制改革実施計画フォローアップ（令和5年6月規制改革推進会議）

○これまでの実施状況（令和5年3月31日時点）

立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な環境アセスメント制度の在り方について、令和4年度に関係省庁とともに検討を行い、新たな環境影響評価制度の方向性を取りまとめた。

○今後の予定（令和5年3月31日時点）

令和4年度に取りまとめた方向性に基づき、検討すべきとされた論点を踏まえ、令和5年度は具体的な制度の詳細について検討を進める。

第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）

陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効果的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する。

地熱発電の科学的調査実施を通じた 地域共生による開発加速化

環境省による地熱開発加速化プランの進捗状況



【環境省による地熱開発加速化プラン（2021年4月27日発表）】

「10年以上の地熱開発までのリードタイムを2年程度短縮し、最短8年まで短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む）を**現在（※）の約60施設から倍増**させることを目指す。」

⇒最新（2023年3月末時点）の施設数は、100施設

※2019年3月時点（2021年4月時点において公表されていた最新の数字）

実施済（2021）

実施中（2022～2029）

2030

• 自然公園法
 • 温泉法
 の運用見直し
 (2021年9月30日通知
 発出) 等

- IoT活用の温泉モニタリング事業の本格実施
 - 全国18地域 22箇所で開催中(R6.3時点)
- 地域伴走支援の本格実施
 - 地熱開発が盛んな地域の地方環境事務所等に8名の地熱専門官の定員を措置(R6.3時点)
- 温対法における促進区域の指定の促進
 - 促進区域の設定に向けて自治体を実施するゾーニングに対して財政面等の支援。
 - 温対法を活用した案件形成に向け、資源エネルギー庁が事業者働きかけを行うなど連携して対応。

地熱発電施設数
66地点

●地熱発電施設数倍増

全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む）の状況 ※2023年3月末時点



地熱発電所一覧(設備容量1000kw以上)

番号	発電所名	所在地	事業者名 上段:発電 下段:蒸気熱 水供給	設備容量 (kw)	運転開始 年月日
1	森	北海道 森町	北海道電力 (株)	25,000	1982年11月
2	大沼	秋田県 鹿角市	三菱マテリアル (株)	10,000	1974年6月
3	澄川	秋田県 鹿角市	東北電力株 三菱マテリアル (株)	50,000	1995年3月
4	松尾八幡 平	岩手県 八幡平市	岩手地熱(株)	7,499	2019年1月
5	松川	岩手県 八幡平市	東北自然エネルギー(株)	23,500	1966年10月
6	葛根田2 号	岩手県 雫石町	東北電力(株) 東北自然エネルギー(株)	30,000	1996年3月
7	上の岱	秋田県 湯沢市	東北電力(株) 東北自然エネルギー(株)	28,800	1994年3月
8	山葵沢	秋田県 湯沢市	湯沢地熱(株)	46,199	2019年5月
9	鬼首	宮城県 大崎町	電源開発(株)	設備更新中	1975年3月
10	柳津西山	福島県 柳津町	東北電力(株) 奥会津地熱(株)	30,000	1995年5月
11	杉乃井	大分県 別府市	(株)杉乃井ホテル	1,900	1981年3月
12	九重	大分県 九重町	(株)まきのとコー ポレーション	設備更新中	-
13	大岳	大分県 九重町	九州電力(株)	14,500	1967年8月
14	八丁原1 号	大分県 九重町	九州電力(株)	55,000	1977年6月
15	八丁原2 号	大分県 九重町	九州電力(株)	55,000	1990年6月

地熱発電所一覧(自家消費)

番号	発電所名	所在地	発電事業者名	設備容量 (Kw)	運転開始 年月日
1	洞爺湖温泉 (KH-1)	北海道 洞爺湖町	洞爺湖温泉 利用協同組合	72.0	2017年3 月
2	ホテルサンバ レー バイナリー	栃木県 那須町	(株)ホテルサンバ レー那須	20.0	2016年3 月
3	湯村温泉観光交 流センター 薬師湯温泉バイ ナリー	兵庫県 新温泉町	兵庫県新 温泉町 新温泉町 湯財産区	40.0	2014年4 月
4	川湯の森病院 (温泉バイナ リー)	北海道 弟子屈町	川湯の森 病院	-	-
合計 (kw)				-	132

16	八丁原バ イナリー	大分県 九重町	九州電力(株)	2,000	2006年4月
17	滝上	大分県 九重町	九州電力(株) 出光大分地熱 (株)	27,500	1996年11月
18	滝上バイ ナリー	大分県 九重町	出光大分地熱 (株)	5,050	2017年3月
19	菅原バイ ナリー	大分県 九重町	九電みらいエナ ジー(株) 大分県九重町役 場	5,000	2015年6月
20	わいた	熊本県 小国町	(同)わいた会	2,145	2015年6月
21	大霧	鹿児島県 霧島市	九州電力(株) 日鉄鉱業(株)	30,000	1996年3月
22	山川	鹿児島県 指宿市	九州電力(株)	30,000	1995年3月
23	山川バイ ナリー	鹿児島県 指宿市	九電みらいエナ ジー(株) 九州電力(株)	4,990	2018年2月
24	メディポ リス指宿	鹿児島県 指宿市	(株)メディポ リスエナジー	1,580	2015年2月
25	奥飛騨温 泉郷 中尾地熱	岐阜県 高山市	中尾地熱発電 (株)	2,400	2022年12月
26	南阿蘇湯 の谷地熱	熊本県 南阿蘇村	(株)南阿蘇湯 の谷地熱	2,168	2023年3月
合計				490,231	-

全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む）の状況

※2023年3月末時点



地熱発電所一覧(設備容量1000kw未満)

番号	発電事業者名	所在地	設備容量 kw	運転開始報告年月
1	西日本地熱発電株式会社	大分県別府市	91.6	2014年1月
2	合同会社小国まつや発電所	熊本県小国町	49.5	2014年4月
3	やごやまソーラー合同会社	長野県高山村	20.0	2014年5月
4	日本地熱興業株式会社	大分県別府市	49.0	2014年8月
5	株式会社エスエヌエスパワー	大分県別府市	125.0	2014年9月
6	西日本地熱発電株式会社	大分県別府市	100.0	2014年11月
7	株式会社コスモテック	大分県別府市	500.0	2014年12月
8	地熱ワールド工業株式会社	大分県別府市	11.0	2015年3月
9	株式会社マンフィールド	大分県別府市	250.0	2015年7月
10	由布院フォレストエナジー株式会社	大分県由布市	49.5	2015年8月
11	シン・エナジー株式会社	長崎県雲仙市	115.0	2015年10月
12	協和地建コンサルタント株式会社	鳥取県湯梨浜町	20.0	2015年11月
13	大分県	大分県別府市	44.0	2015年11月
14	株式会社元気アップつちゆ	福島県福島市	440.0	2015年12月
15	有限会社アベメディカル	大分県別府市	19.0	2016年2月
16	有限会社三光電機	大分県別府市	43.0	2016年5月
17	広域建設有限公司	大分県別府市	125.0	2016年7月
18	株式会社九州スパ	大分県別府市	125.0	2016年7月
19	株式会社HTBエナジー株式会社	大分県別府市	33.6	2016年10月
20	株式会社国書刊行会	北海道弟子屈町	100.0	2016年11月
21	株式会社アドニス	大分県別府市	31.9	2016年11月
22	有限会社エース企画	大分県別府市	32.8	2016年11月
23	JX金属株式会社	静岡県静岡市	110.0	2017年4月
24	株式会社タカフジ	大分県九重町	49.0	2017年7月
25	由布院フォレストエナジー株式会社	大分県由布市	49.8	2017年7月
26	牧野海運株式会社	大分県別府市	110.0	2017年7月
27	OTE大分株式会社	大分県由布市	49.8	2017年7月
28	株式会社エムケイシー	大分県九重町	49.0	2017年7月
29	BLD Power Stations株式会社	大分県別府市	220.0	2017年8月
30	株式会社千葉	大分県別府市	220.0	2017年10月
31	株式会社VEPエナジー	大分県別府市	110.0	2017年10月
32	株式会社千葉ホールディングス	大分県別府市	220.0	2017年10月
33	株式会社マンフィールド	大分県別府市	125.0	2017年10月
34	株式会社神和苑	大分県別府市	250.0	2017年10月
35	株式会社まひあの	大分県別府市	110.0	2017年10月
36	有限責任事業組合RE-ENERGY	大分県別府市	110.0	2017年10月
37	(個人名)	大分県別府市	110.0	2017年10月
38	株式会社マンフィールド	大分県別府市	125.0	2017年10月
39	シン・エナジー株式会社	岐阜県高山市	78.9	2017年11月
40	西松建設株式会社	熊本県小国町	72.0	2017年12月
41	有限会社辻田建機	大分県別府市	42.7	2017年12月
42	株式会社まひあの	大分県別府市	250.0	2017年12月
43	株式会社ルレーブ	大分県別府市	49.0	2017年12月
44	株式会社PPSN	大分県別府市	212.0	2017年12月
45	i-BIO株式会社	大分県別府市	125.0	2018年4月
46	デュアルエナジーバイナリー発電所1号合同会社	大分県別府市	220.0	2018年5月
47	合同会社ハーブガーデン	大分県由布市	49.9	2018年5月
48	株式会社越森石油電器商会	北海道奥尻町	250.0	2018年7月
49	グリーンパワースmall合同会社	熊本県小国町	49.0	2018年8月
50	鳴子ふるさと創生温泉事業合同会社	宮城県大崎市	49.5	2018年10月
51	株式会社イワテック	鹿児島県霧島市	49.5	2018年10月
52	合同会社Epower	大分県別府市	220.0	2018年11月
53	株式会社ベツダイ	大分県九重町	46.3	2019年1月
54	株式会社九州エコエナジー	大分県九重町	32.0	2019年5月
55	株式会社アイベック	大分県別府市	480.0	2019年7月
56	合同会社ライフテック別府温泉発電	大分県別府市	720.0	2019年7月
57	株式会社キャスアシスト	大分県別府市	49.9	2019年11月
58	株式会社豊後クリーンエナジー	大分県別府市	46.3	2020年1月
59	株式会社マンフィールド	大分県別府市	125.0	2020年5月
60	キツネパワー合同会社	岐阜県高山市	50.0	2020年7月
61	株式会社豊礼	熊本県小国町	49.8	2020年8月
62	株式会社ジェットシステム	大分県別府市	250.0	2020年8月
63	株式会社GEOCOMPLEX	秋田県鹿角市	250.0	2020年11月
64	奥飛騨自然エネルギー合同会社	岐阜県高山市	250.0	2020年11月
65	株式会社別府温泉ガーデン	大分県別府市	60.0	2021年3月
66	株式会社竹中工務店	岐阜県高山市	49.9	2021年4月
67	株式会社九州エコエナジー	大分県九重町	20.0	2021年6月
68	合同会社山翠パワー	熊本県小国町	49.5	2022年2月
69	合同会社山翠パワー	熊本県小国町	49.5	2022年3月
70	やまとソーラープラント株式会社	鹿児島県指宿市	375.0	2023年1月
	合計 (kw)	—	9063.2	—

參考資料

促進区域の設定状況（令和6年5月末日時点）①

■ 令和6年5月時点で、**36市町村が促進区域を設定**。設定済の市町村は以下のとおり。

北海道石狩市（太陽光）

・石狩市中心核における5の公共施設と、太陽光発電の導入可能性調査を実施した25の公共施設

北海道当別町（太陽光、中小水力、バイオマス、 地中熱、雪氷熱、下水熱、バイオマス熱利用）

・国及び道の基準において「促進区域に含めることが適切ではない区域（主に農業振興地域、地域森林計画対象森林及び保安林）」を除く区域

北海道八雲町（太陽光）

・町有施設群及び町有地（促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（道の答申案）を除く）

北海道せたな町（太陽光、風力）

風力：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア
太陽光：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア（ただし、農用地は除く）、町が所有する公共施設の屋根、町が所有する土地、町内の住宅等の屋根

北海道釧路町（太陽光）

・「釧路町再エネ導入促進エリア設定ゾーニングマップ」に基づき、小規模太陽光（自家消費型）、大規模太陽光（売電型）の2つに分けてそれぞれ設定

岩手県紫波町（太陽光）

・公共施設、住宅及び住宅以外の建築物の屋根上

福島県浪江町（太陽光、風力）

・町が所有する公共施設
・請戸地区防災集団移転元地における新産業誘致エリア
・浪江駅周辺整備事業計画区域
・藤橋産業団地、南産業団地、北産業団地、棚塩産業団地、棚塩RE100産業団地

栃木県宇都宮市（太陽光）

・市街化区域、市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア（電力需要のある敷地内の建物、構造物の屋根面等）、市有施設の屋根面等

埼玉県さいたま市（太陽光）

・大宮・さいたま新都心を中心に設定
※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

埼玉県所沢市（太陽光）

・市街化区域

促進区域の設定状況（令和6年5月末日時点）②



埼玉県入間市（太陽光）

- ・市有公共施設
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県小田原市（太陽光）

- ・市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区(営農を営むために必要とするものを除く。)、土砂災害特別警戒区域を除く
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県厚木市（太陽光）

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

新潟県長岡市（太陽光）

- ・市が所有する公有地、公共施設
- ・工業団地、産業団地
- ・都市計画法第9条第11～13項に基づく準工業・工業・工業専用地域
- ・長岡市立地適正化計画に定める「まちなか居住区域」等

富山県富山市（太陽光）

- ・ゾーニングを実施し、地すべり防止区域や景観まちづくり推進区域など市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

富山県小矢部市（太陽光）

- ・国及び富山県の基準に基づく「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外した区域

富山県氷見市（太陽光）

- ・宇波地区における遊休地

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・産業団地
- ・町が所有する土地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

長野県飯綱町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地

長野県宮田村（太陽光）

- ・村が所有する公共施設の屋根
- ・村が所有する土地
- ・村内の工業団地
- ・耕作放棄地、未利用地、駐車場など

促進区域の設定状況（令和6年5月末日時点）③

岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上
- ・住宅以外の建物の屋根上

京都府綾部市（太陽光）

- ・公共施設の屋根
- ・公有地
- ・建築物の屋根

静岡県磐田市（太陽光）

- ・市の所有施設や未利用地

奈良県奈良市（太陽光）

- ・市が保有するすべての公共施設の屋根及び敷地

愛知県岡崎市（太陽光）

- ・建物の屋上や屋根及び自家消費するにあたり建物の敷地内の土地

奈良県田原本町（太陽光）

- ・町が所有する太陽光発電設備が設置可能なすべての公共施設の屋根及び敷地

愛知県稲沢市（太陽光）

- ・公共施設及び公有地

和歌山県日高川町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

促進区域の設定状況（令和6年5月末日時点）④



徳島県阿南市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根
 - ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

熊本県球磨村（風力）

- ・杣鼻山、秋払山周辺地域
- ・譲葉牧場、大関山、宮ノ尾山周辺地域（計画中の風力発電の周辺地域）

愛媛県松山市（太陽光）

- ・空港周辺地域の一部
- ・島しょ部地域の一部
- ・市が所有する土地（未利用地）

福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根 ・公共用地

福岡県うきは市（太陽光、バイオマス）

- ・市が所有する公共施設の屋根や余剰空間
- ・市が所有する土地
- ・久留米・うきは工業団地
- ・その他、市が施策推進するために必要と認めるエリア

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、 バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

検討会における委員からの主な御意見・ヒアリングにおけるポイント

① 市町村の負担軽減（計画策定時の工夫等）

- 実行計画について、適応計画・生物多様性地域戦略など、他計画との一体策定を行うことが、政策の有効性、効率性の観点からも重要ではないか。
- 促進区域設定のタイミングを提示することも考えられる。都市計画等の見直しのタイミングで促進区域を考えることも有効。
- 実行計画について、既存の連携枠組み（定住自立圏、連携中枢都市圏）等を活用した、広域連携も重要ではないか。
- 地域脱炭素に向けては部局横断的な連携が不可欠であり、地方公共団体の庁内連携体制強化が必要ではないか。
- 中長期的には農地の活用がある。事業者にとっては農業委員会や地域との関係・調整が難しいため、あらかじめ自治体が入っていると有効なゾーニングになるのではないか。
- 再エネ導入可能量を見極めた上で実効性の高い計画を策定するという観点から、区域施策編の前提として、促進区域を設定するという事も考えられるのではないか。
- 促進区域の事務が、市町村にとって負担となり、かえって時間がかかることを危惧。区域設定の前提となる計画策定や認定事務等の簡素化・省略化、国・都道府県の諸機関による業務の一部代行等、期間の短縮化を図る必要がある。
- 地熱発電事業は、他の電源と異なる事業特性を有しており、異なる制度設計・運用が必要。資源量調査段階から制度の対象とする、地熱開発の有識者・専門家・事業者の関与を確保する、ガイドライン・ハンドブックを整備する等の対応が必要。
- バイオマスについては、原料や燃料の供給・利用等、それぞれの段階・場所を踏まえて促進区域を設定する、広域連携による近隣市町村による共同提案を促進する等が必要ではないか。

検討会における委員からの主な御意見・ヒアリングにおけるポイント

② 市町村へのインセンティブ強化

- 区域設定にかかる労力に対し、どのような効果があるか不明確。経済効果等、地方創生に資する効果が明示されるとよい。
- 自治体の最大の関心事の一つは域内経済活性化であり、再エネによる企業誘致等に対するインセンティブ強化が望まれる。
- 事業実施に当たり、現地調達を求めること等を通じて、地域の担い手となる企業・人材の育成も考えられるのではないかと。
- 再エネ立地自治体への財政支援や、再エネの地産地消の価値を明確にすること等を通じて、再エネ導入のインセンティブを付与する必要があるのではないかと。
- 促進区域等を定めた市町村をブランド化し、カーボンニュートラルに積極的な企業誘致につなげるとともに、地域での再エネ事業人材育成や、再エネ業界団体とのコネクティングなど、再エネ拡大の実効的な支援をいただきたい。
- トップダウンという考え方も必要。首長に強力に進めていただくことも、大きく進む一歩ではないかと。
- 再エネをFIT売電しても、区域内の脱炭素にカウントできないことが課題。
- 促進区域での事業から得た収益の一部を、地域にとって必要な取組みに還元することが必要ではないかと。

③ 事業者へのインセンティブ強化

【固定価格買取制度】

- 固定価格買取制度について、環境プレミアムや地域毎の収益性等が買取価格に反映されるとよい。
- 促進区域については、FIT申請時の関係法令の事前許認可取得の例外を設ける、事業者提案型の促進区域等における認定地域脱炭素化促進事業については、FIT/FIP認定の失効期限を免除、若しくは要件等を緩和することも考えられる。
- FIT/FIP制度等について、地域脱炭素化促進事業制度と、地域活用要件との連携を拡充し、電力の地域内消費案件を優遇するなど、地域脱炭素化に貢献できる事業への優遇策を強化してはどうか。

検討会における委員からの主な御意見・ヒアリングにおけるポイント

【ワンストップ特例】

- ワンストップ特例は事業者へのメリットになるが、市町村への負担を懸念。
- ワンストップ特例より、設置場所が速やかに見付き、系統連系ができるよう、自治体と一緒に話ができる方がありがたい。

【各種経済的なインセンティブの付与】

- 地域貢献策や環境保全の取組は事業者の負担増となるため、固定資産税の軽減等、何らかの優遇措置が必要。
- 株式会社脱炭素化支援機構等を通じた、リスクの高い再エネ事業へのサポートがあれば、開発が進むのではないか。
- 促進区域での事業に対し、設備導入補助や金利の優遇等を行い、代わりに地産地消を条件とするなど、地域事業者を事業面で優遇する制度の導入が必要ではないか。
- 開発可能地点の事前検討と選定地点の可能性確認など、先行作業に対する経済的支援等が必要ではないか。

【その他のインセンティブ】

- 太陽光について、土地や屋根で使えるところを示し、公募などをすれば、提案が出てくるのではないか。
- 事業予見可能性が高まるゾーニングでないと事業者にとってメリットはなく、環境面、景観面に合わせて事業性を加味したゾーニングが必要。域内での需要家候補を紹介するなど、事業計画、収支計画で資金調達も円滑にできるような予見性の確保が必要となる。
- 促進区域内の再エネ事業に対しては、ネガティブゾーニングの条例が一部緩和されると事業者のインセンティブ強化になる。
- 促進区域について、系統接続等の優遇が認められれば、事業者へのインセンティブとなるのではないか。
- 促進区域の再エネに、地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の、地域共生マークを付与することも検討できないか。

検討会における委員からの主な御意見・ヒアリングにおけるポイント

④ 地域脱炭素化促進事業制度における国・都道府県・市町村・事業者等の役割分担、連携強化

【事業者の関与】

- 促進区域設定の段階では、事業者からも、候補地の短所・長所も含めて御提案いただくことができないか。
- 施策の実現には、自治体のみでなく、事業者の参入と協力が不可欠であるため、ゾーニング等の施策計画段階から、事業者の関心を高められるような取組・見える化が必要ではないか。
- 人口規模の小さい市町村は、人材・体制・財源不足であるため、地域での事業開発を構想する事業者の提案による促進区域等の設定を推進していくことも必要ではないか。
- 2030年までの再エネ導入目標達成の観点からは、「事業提案型」の大きな寄与が不可欠。協議会の一部に「事業提案推進」の部会をおき、事業者の参画を募ることで、3つの課題（①合意形成、②地域の事業への関与、③地域社会課題の解決）を解決することができるのではないか。また、同部会で自治体と事業者間の連携協定の締結促進をお願いしたい。

【国による支援等】

＜ゾーニングへの財政支援等＞

- 国によるゾーニングへの補助を拡充するとともに、進捗のフォローアップ・フィードバックが必要ではないか。
- 人材面・費用面での負担軽減のため、財政支援等を強化するべきではないか。
- GISによるゾーニングなど、技術的な部分については、専門的なところにアウトソーシングできるようにしてはどうか。

(参考) 発電事業に係る環境影響評価手続の概要

環境影響評価手続とは、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、事業者自らがあらかじめ事業の実施前に環境への影響を評価し、その結果を公表して、国、地方自治体、国民から意見を聴き、それらの意見を踏まえることで、環境の保全の観点から、よりよい事業が行われるようにする手続である。

